

社会福祉法人 敬聖会
グループホームききょう 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬聖会が設置運営するグループホームききょう（以下「本事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「本事業」という。）の適切な運営管理及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 サービスを提供するに当たっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム ききょう
- (2) 所在地 函館市桔梗町557番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数(認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を兼務)及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 4名(常勤)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する病院、介護老人保健施設等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 24名以上(常勤 計画作成担当者を含む)

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(4) 看護師 1名(常勤)

利用者の健康管理、服薬指導、緊急時対応、終末ケアの指導、病院との連携等の看護業務を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、36名(介護予防認知症対応型共同生活介護事業所定員を含む。)とする。

(サービスの内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、第1号から第4号については、別紙利用料金表のとおり支払を受ける。

(1) 家賃

(2) 食費

(3) 水道光熱費

(4) 冬期暖房料

(5) 日常生活上通常必要となる便宜の提供にかかる費用は別に定めるものとする。

(6) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。

2 利用料等については、利用者の家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得るものとする。

3 月の中途における入居又は退去については、家賃を除いて日割り計算とする。

4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

5 事業者は利用者に対し、利用者の身元引受人及び連帯保証人を求めます。但し立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

身元引受人及び連帯保証人は利用者様と連帯して施設の利用によって生じる債務を負担するものとする。負担の極度額は50万円を極度とし、請求があったときには連帯保証人に債務の額などに関する情報を提供するものとする。

(入退去に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、医師により認知症と診断され要介護等の状態にあり、かつ、次の各号を満たす者とする。

(1) 移動が独歩であること。

(2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(3) 自傷他害のおそれがないこと。

(4) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者の対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異常その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と管理者が協議に基づいて定めるものとする。

(虐待等の禁止)

第18条 従業者は利用者に対し、暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。また人格を辱める行為も行いません。

付 則 この規程は、平成13年5月1日から施行する。

平成17年6月 1日一部改正

平成17年8月 1日一部改正

平成18年4月 1日一部改正 (介護保険法の改正)

平成18年7月16日一部改正 (医療連携に伴う看護師の配置)

平成18年9月 1日一部改正 (介護職の非常勤職廃止)

平成20年9月 1日一部改正 (利用料金の改正)

平成28年11月 1日一部改正 (職員の職種、員数及び職務内容)

平成31年1月 1日一部改正 (別紙利用料金の改正)

令和1年10月 1日一部改正 (別途利用料金の改正)

令和2年4月 1日一部改正 (利用料等、その他の運営に関する重要事項の
変更、別途利用料金の改正)

令和3年4月 1日一部改正 (利用料金の改正)

別 紙
施設料金表（実費徴収）

家賃	月額 32,000円	令和3年4月より 日割り計算なし
食費	日額 1,320円	令和1年10月1日より改正 日割り計算あり
水道光熱費	月額 14,760円	令和3年4月1日より改正 日割り計算あり
暖房費	月額 9,000円	令和1年10月より変更あり 10月～4月の間算定 日割り計算あり
洗濯代	1回 80円	
入浴材料費	1回 80円	
日用品費	月額 6,300円	令和3年4月より改正 日割り計算あり